

# 公 募 公 告

総務省第二庁舎において、無償により食堂を運営する事業者について、下記のとおり公募公告します。

令和 5年 1月 26日

総務省共済組合統計局支部長

## 記

### 1. 公募に付する事項

(1) 件名 総務省第二庁舎における食堂の委託経営

(2) 食堂の公募者数

食堂の委託経営 1者

(3) 営業開始時期 令和 5年 4月 3日（予定）

(4) 営業内容等 「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

※「募集要領」及び「仕様書」は、公募説明会で配布します。

### 2. 応募する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

(4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が担保される者であること。

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記4.の公募説明会に参加できる者。なお、参加できない者は、応募できないものとする。

### 3. 応募申込み

応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先（電話番号、メールアドレス）、④応募する売店を下記の連絡先に、メールで申し込みを行うこと。

(連絡先)

東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局総務課厚生係（担当：松本・小島）

mail:g-kousei@soumu.go.jp

電話 03-5273-1119

(応募締切日)

令和5年2月8日（水）10:00

※ 上記、日時を過ぎた申込みは無効とする。

### 4. 公募説明会

- (1) 開催日時 令和5年2月9日（木）11:00から
- (2) 開催場所 東京都新宿区若松町19番1号  
総務省第二庁舎9階会議室
- (3) 説明事項 委託経営業務の概要、応募方法等及び使用許可場所
- (4) その他 会場の都合上、原則1社につき1名のみの参加とする。

### 5. 選定方法

「募集要領」のとおり。  
（参考）  
（参考）

### 6. 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

（参考）  
（参考）

以上